

第四篇 鎌倉幕府時代の上田地方

第一章 源賴朝の信濃善光寺參詣

賴朝善光寺再興

吾妻鏡文治三年七月廿七日の條に、信濃國善光寺去治承三年廻祿後有ニ再興沙汰之間殊可レ加ニ合力之由被仰ニ付諸人云々其狀云

下信濃國庄園公領沙汰人等所

可ニ早結縁助成・善光寺造營間土木人夫事

右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壞、加之動有ニ火災之難、礎石之外更無レ殘有情之輩何不
數ニ此事ニ早國中不ニ云ニ庄園公領ニ一味同心與ニ力於勸進上人ニ土木之間勵ニ出入夫ニ令レ終ニ其功ニ若不レ奉ニ
加此功ニ之者不レ可レ有ニ所知領掌ニ之狀如レ件 以下

とあるに據れば、賴朝は信濃善光寺の頽破を歎き、文治三年全信州に合力せしめ、堂宇再建を命じたのである。此再建の工事が、何年に竣工したか知るを得ないが、恰も東大寺再建の、落慶式に臨んだやうに此時再建落成の曉には、善光寺參詣を爲やうと考へて居た事は推察される。同書建久六年八月廿三日の條に

善光寺御參詣事、暫延引、漸屬ニ寒天ニ者、可レ爲ニ明春ニ之由被レ觸ニ仰御家人等ニ云々

賴朝の善光寺參詣
詣明春(建久七年)に延期

とあるのは、此間の消息を窺ふに足るもので、之れに據ると、重ねて故障事故の無い限り、翌七年には、善光寺参詣の事があつた筈である。然るに吾妻鏡は建久七・八年の所が缺如して、頼朝参詣の有無を、確めることが不可能である。けれども、一方信濃善光寺に傳はる古縁起に「建久八年六月十五日頼朝如來を拜す、畠山重忠梶原景時等從ふ」とある。前々よりの關係よりして推考すれば、此縁起の所載は事實と思はれる。

又信濃國分寺にも、建久八年源頼朝善光寺参詣の途次、國分寺堂塔の頽破を見て、修造を加へたと云ふ寺傳がある。是に依ると、其頃信濃なる、鎌倉の家人等に迎へられ、精選の鎌倉武士に護られて、威風堂々たる、馬上の將軍頼朝が、今の上田市地籍内を、通つた事があつたと思はれる。

第二章 吾妻鏡 文治二年に見えたる 小縣の莊園

吾妻鏡所載の小縣莊園

莊園起原に就ては種々あるも奈良時代聖武天皇の御代天平十五年に、私墾田の永世私有を許されし事を其主要因とする。莊園^{莊園とは元と親王大臣等に空閑の地を給ひ、別莊園地となつた}さしめしものなるが、後には不輸租の私有地の稱と變じたは、其後平安時代の藤氏專權期に至り、在京貴族等の奢侈增長するに隨ひ、一定の俸祿のみにては、其奢侈生活の費を、支ふること能はざるに至り、收入増加の手段として、地方に手を延ばし、己が勢力を利用して切りに私墾田を拓き、或は又其を買収して莊園と稱し、國司の支配を脱して、擅に租を徵し、稅を課する事、盛に行はるやうに成つた。又一方班田收授の法頽れて、行はれざるを機とし、公田を押領し、又は買収して、莊園と稱するもあり、又地方民の中には、其公田を以て、權門勢家に寄せて、其莊園の一部となすもあり。輸租の公田愈減じて、不輸租の莊園益增加し、其弊の及ぶところ、甚大なるものが有つた。故に朝廷に

建久八年 頼朝善光寺参詣

文治二年關東御
知行國內乃貢未濟の庄々

於ては、屢々令を下して、莊園を立つることに、制禁を加へしも其効が無かつた。かくして、何れの國に於ても莊園を見ざるは、無いといふ状況と成り、中には一國内の耕地三千十七町の内、公領は僅々二百五十町で、他は殆んど莊領であつたといふ所も有つた程である。かかる時代に信濃國內にも、多くの莊園が立てられただらう事は、想像に難くない所である。此莊園の事が、確な記録に載つて居り、信濃國郡内に、如何なる名稱の莊園があり、又其本家領主が、誰々なりしかを知ることが出來たのは、吾妻鏡文治二年三月十二日の條に、關東御知行國內乃貢未濟庄々注文被レ下レ之今日到來、召ニ下家司等ニ可下加ニ催促ニ給上之由云々の次に、乃貢未濟の莊々が、列舉されて居るに據てである。此所載は、乃貢未濟、催促必要の莊々のみを、擧げたのであるから、此他に莊園が存在しても、乃貢完濟の莊ならば、此處には載らない筈である。故に文治二年三月十二日の條に、列記されたものが、其當時の莊園、悉くで無いのは勿論である。吾妻鏡所載の乃貢未濟庄は、信濃全國には、六十ヶ所餘あり。其中小縣郡内のものは、浦野、鹽田、小泉、依田、海野、常田の六莊である。此他に、猶莊園や公領があつたか否かは判明しない。

常田莊

第一節 常 田 莊

八條院御領

小縣六莊の中で、我上田市に關係あるのは常田、莊である。吾妻鏡に據ると、此常田莊は八條院御領である。八條院は御名暉子、鳥羽天皇の寵姫美福門院所生の皇女で、鳥羽天皇いたく愛でさせ給ひ、御崩御の際、御領の大部を御譲りに成つた。其れに又、御生母美福門院崩御の際に、又其御領莊を御譲與に成つたので、八條院の御領莊は甚だ多く、數百ヶ所にも及んだ。常田莊は其中の一である。八條院御領は女院崩御の後は春華門院、後鳥羽院、後高倉院、安嘉門院、龜山天皇などの御領と移り替つたが、其

常田莊の名残り

大部分は後醍醐天皇の御領と成つた。然れども天皇御崩御後は南北兩朝の分争で、其御領は如何に成り行きしか分明で無い皇室御領史との事である。されば常田莊が後醍醐天皇御領の一莊なりとしても、南北朝以後に於ては、何人の手に領有せられたかは判らない。随つて鎌倉時代の常田莊の四至の如きは到底知る事の出来るものではない、故に今日に於ては其莊名の名残りと見らるゝものに據て郡内に於ける位置を推測するに留る位のものである。而して常田の名を帶ぶる所に現今縣村に屬する舊常田村と上田市に屬する舊常田村とがあるが、此は元弘建武頃の古文書に田中、加澤の兩所が海野莊内なるを明記せる者（信濃庄園の研究）あるに依り、常田莊名残りの地は上田市東部の常田となすべきである。尙時代は大に下降居るが、諫訪史料中天正七年下宮春宮御柱の記錄に

一春宮一之御柱 常田庄本郷 正物八貫九百文

同 御柱 房山之内上西脇下西脇中村矢手 正物十一貫三百文

同 御柱 同庄之内踏入郷 正物三貫三百文

とあるも、亦以て一證となすべきであらう。

此常田庄本郷は同史料下諫訪春宮造宮帳の中なる常田庄上常田之分、同庄中常田之分の上中常田を指すのであらう。猶造宮帳に下諫訪春宮御柱造宮之次第として常田庄房山郷上西脇之分、同庄房山之内下西脇分、同庄房山之内中村分、同庄房山之内矢手分、同庄房山之内踏入之分、同庄上常田之分、同庄中常田之分、同庄落合分と記載し、其各に賦課額を記入してある此内同庄房山之内踏入は其位置より見るも不可解であり且諫訪史料天正八年の御頭書には踏入郷として一郷を爲して居るので、房山之内の四字は書手の謬であらう。

常田の東方に當て、小字名政所といふが有る。朝野群載に「補御莊司右大臣家符」として平季政を尾

踏入は房山の内
にあらず

下司職の補任

張國富田莊の下司職に補任した事が載つて居る、右人季政を指す補任下司職可レ令執行庄務之狀所レ仰如レ件とあつて、莊園の持主即ち領家又本所、(本家)は、下司即ち莊司又は莊長を任命して、其所の莊園の事務を執り行はせた。其下司の事務を執る役所を、政所と稱した。上州利根郡後閑村に、政所の名を負へる所があるが、此は沼田莊の下司の廳の、在つた所であるは、此一例である。此類例の如く、此處の政所は、常田莊の下司の廳の在つた所であらう。大寺社には、寺社の事務を執る役所があつて之れも政所と稱したのである、諏訪神社の政所など其一例である。此政所の東方に、國分寺が在るに依り、或は國分寺の政所かと云ひ、又は昔の國衙ありし地なるか、と云ふ説あるも、常田莊の政所ありし所と見るのが當れると思ふ。

上田莊

上田の地名初見

諏訪史料に見えたる上田莊

諏訪符禮之古書中
方御符禮之古書中

文安六年己巳五月會の條に

一上田五月會御符之禮三貢三百文太田三善義虎。御教書禮如御符

應仁三年丑五月會

一左頭上田、太田三善義充。御符之御禮三貢三百文。御教書同前使與五御頭役二十貫

上田御頭時海野小宮山維貞五百文別而出候

又同古書文明五年癸巳五月會明年御頭足の條に

一流鎧馬 海野小宮山上田庄頭本打替々々被勤仕候

とあり、同十年戊戌明年五月會御頭の條に

一加頭五月會上田太田儀康御符禮三貢三百文、海野小宮山滋野幸廣五百副狀送候、頭役二十貫

太田氏と載つてゐる。此に在る太田氏は、鎌倉幕府問注所執事三善康信の後裔で、康信の第二子康連が太田氏を稱した、而して苗字太田を稱するに及び、三善の出自なるを著はす爲めに太田三善義虎太田三善義充などと稱したのである。此太田氏が文安、應仁、文明の比、上田(上田庄とも稱した)と呼ばれし所の支配者なりしを認めることが出来る。而して上田と云ひ上田莊と稱するも、同一所なるは支配者が同じ太田氏で、海野小宮山と特殊の關係ありし事より、斷じ得らるゝのである。然るに上田莊は東上田村今和村に屬する方面にあつて、海野莊に隣接して存在せりとの説がある。けれども永祿九年九月の「諏訪上宮末社同祭祀退轉之儀尋披舊規興百廢之次第」の内に、海野之分として列舉した村々の中に、東上田が記載してあるので、東上田は海野莊内と見るが至當と思はれる。永祿九年の頃、既に東上田てふ名を負へる地あるを見れば、恰も東田澤村の名が、西に在る田澤村に對して名づけられし如く、此永祿年間には東上田に對して、此地以西に上田と呼ばれし地域のあつた事は、疑無き所である。而して其上田が、鎌倉幕府時代の末季より、室町幕府時代の應仁文明頃に至るまでの、諏訪史料に見ゆる、上田莊又單に上田と稱した處と考へられる。小縣郡年表は里傳として、「上田は常田小泉兩莊の間に在り」と載せて居る。而して八條院領の大部分は、後醍醐天皇に傳はりしも、天皇は近畿地方に在るものゝ外は、御領莊を停廢し給ふたとの事なれば、常田莊が御領として傳はつたとしても停廢せられし者ならば勿論、然らざるもの南北兩朝對立後南風遂に競はざるに至ては、此莊が如何に成り行きしか分らない。然るに文治二年乃貢未濟といふ怠慢狡猾の爲めに其名顯はれて世に残り、之に隣接して存在したと考へらるゝ上田莊は關東御知行國々中、乃貢完濟莊の一で正直律義の故を以て、其名現はれざりしも、鎌倉幕府時代より太田氏其他地頭職と成り、室町幕府時代應仁文明頃迄續いたのではあるまいか、其莊城の如きは明かにするは無論不可能の事ではあるが、一小地域で無つたのは、諏訪史料中嘉曆四年(己巳)三月北條高時の差し定めた、大宮御造榮之目錄中に

上田莊は東上田
村方面に在りと
の説
田あり
海野之分に東上

里傳上田の地

上田莊は乃貢完
濟の莊か
上田莊は一小地
域にあらず

御柱之事

一之御柱 大井莊七十五斛
二之御柱 小縣小泉莊六十五斛
三之御柱 小縣壇田莊五十五斛
四之御柱 小縣浦野莊四十五斛

御鳥居役所之事

一之鳥居一根北方安原有所々
二之鳥居一之南方上田莊

三之鳥居一之東方西牧鄉

四之鳥居一之西方桑原

五之鳥居一之中門平賀田口

外垣五間上田莊

と記載され、小泉、鹽田、浦野等と相並んで一莊と成つて居り、猶此鳥居役の外に、玉垣外垣造營に於ても、「外垣五間上田莊」として負擔を命ぜられて居る。此鳥居一字と外垣五間の奉仕造營負擔は、之を他の郷莊に比して、決して少い方では無いのである。其後に至り文安、應仁、文明頃の、御符禮及頭役の額などに徴する時は、御符之禮三貫三百文、頭役三十貫は、佐久平賀代官大井伊豆守光本、望月の望月遠江守光盛等の納めし其れと同額で、塙田莊御符禮五貫六百六十六文、頭役五十六貫文などに比しては、少額であつたのである。此點より推考する時は、上田莊は相應に廣き地域を、占て居たものと思はれる。

天正六年下諒方春秋兩宮御造宮帳に載せられて居る西脇が、庄名起源の地、上田の西隣に在りしより得た地名ならば、後の上田町中央より鎌原、西脇、生塚、秋和等を含み、壇尻方面に亘れる地域、即ち千曲右岸の常田莊と、之に對せる左岸の小泉莊との間の地が、上田莊であつたのかと考へられる。之に依

上田城名の由來

て天正十一年眞田安房守昌幸が、千曲河畔險要の地に新に築城し、之を上田城と稱したのは、上田莊の本據上田の地域に築かれたからであると云ふ理由を、解することが出來、又「上田の眞田の居城」と云ふ記載も、領かれる事と思ふ。

踏入郷

諏訪史料に見えたる踏入郷

御符禮の古書に

寛正四年癸未五月會

一前宮踏入神四神維國加頭御符之禮二貫五百文使孫五郎頭役八貫之馬一疋

應仁三年巳丑五月會

一前宮踏入神維國加頭御符之禮一貫八百文使孫六

文明七年乙未明年御射山御頭足

一加頭踏入神次神維國御符禮一貫八百頭役馬一疋

文明十二年庚子明年花會御頭足

一前宮踏入海野信濃守氏幸初御符禮一貫八百使彌三郎

文明十七年乙巳花會明年頭番役事

一前宮踏入海野信濃守氏幸御符禮一貫八百國分より三百出候使金五郎

踏入の神氏

が載て居る。此神維國は、諏訪神威の發揚に依り、此地にも諏訪明神が勧請され、同時に諏訪神家の族此地に移り來りし者の、後裔なるべしと考へらるゝも、亦禰津氏族なる浦野氏が、浦野駿河守神直貞など稱せし如く、神家禰津氏の族かとも考へられぬでも無い。現在古家神社と稱した近くに古屋敷と云へる小小字名の地がある、此は蓋し神氏の館の在つた所であらう。文明十二年には踏入より社納すべき筈の古屋敷

海野氏と踏入
踏入の名

御符の禮を、初て海野信濃守氏幸が納めて居るのは、踏入が海野氏に依て押領されたのか、或は或事情に由り、神氏に代て海野氏が禮錢を納めたのか、文明十七年に踏入近接地國分より、三百文出した所より考へると、後者ではないかと思はれる。何れにしても踏入と海野氏との間に、關係ありし事は知ることが出来る。踏入の名が上田城下に踏入る所なるより得たとの説は、天正上田築城以前なる、上述の如き史料に據て其謬れるを覺る事が出来るのである。

第二節 海野莊

海野庄殿下領
殿下渡莊

吾妻鏡には、此庄は殿下御領とある。當時の攝政は、藤原基通であつた。此殿下領は、殿下渡莊とも稱し、藤原氏の中で、攝政關白に任せられ、氏の長者と成るものに相傳する莊園で、其數甚多く、藤原道長の時には、其富皇室に過ぎたりと、云はれた程であつたのである。文治二年三月、乃貢未濟の莊として擧げられ、信濃國內に在る者のみにても、其數五ヶ所の多きに及んで居る。藤門の人々、互に攝關の職を争ひ、醜態を演ずる至りしも、此莫大な收入を得る事が、其理由の一つであつた事が、よく諒解されると思ふ。

第三節 小泉莊

小泉莊

今泉田村に、小泉の名を負へる地區がある。此は小泉莊の名残の地と考へて、蓋し差支無からうと思ふ。又南北朝以前の史料に載て居り、延應元年の北條泰時の善光寺寄進狀に在る室賀郷、嘉曆四年の諏訪史料中なる、上田原、津井地築地穂屋、前田舞田、岡村、加畠、御子田仁古田等の村々を、其庄内に在りしものとして、郡内に於ける此庄の位置を推定すべきものである。戰國時代末期の、諏訪史料所載も四至推想の一参考とすべきであらう。故に此等に依て、小泉莊の位置を、考へ得るに止り、莊の四至の

小泉莊一條大納言領

小泉莊内室賀郷と善光寺

如きは、無論判明しない。けれども千曲川以北なる鹽尻や、今上田市の一部である常盤城あたりまで、上田城址の一部に、小泉曲輪の名あるに依て、小泉莊の内に含むと爲す説には、賛成することは出來ない。吾妻鏡に、小泉莊一條大納言領とあり、此一條大納言といふは藤原實房のことである。公卿補任ものである。

寄進

信濃國善光寺不斷念佛用途事

水田陸町陸段。在當國小泉莊内室賀郷内。念佛衆拾貳人在定器量人

一田疇配分事

右六町六段内六町者、念佛禪侶之免給也、六段者佛性島本作餉灯油之料田也。然則校量免田六町於十二分可レ充下人別五段於十二人上其外相慕六段於料田二可レ副半田於人別、長以此地利專可レ備供具、各爲三人別之營可致月別之勤。夫燈油參斗陸升佛性島本作餉參斗陸升也、則分十二人可充十二月但有沃壤上腴之田有薄地下流之下田悉計三會勝島本作優劣可配三分多少也

一免除不課事

右於當庄知行之職者、一門互難交替至料田寄附之條者万世不可違亂而後々代々之際子々孫々之中背此契約若令顧倒上則長漏西方世尊之憐下亦可結本願施主之恨也

一結衆補任事

右先可レ論ニ根機之信不信勿レ嫌ニ材智之堪不堪夫談ニ人過ニ則惡言來ニ身上ニ企敵論且濫吹遮ニ眼前ニ然則兼譽ニ心操於柔門ニ可レ結ニ良緣於華界ニ矣

一交衆座列事

右雖ニ夏滿高年之禪室ニ莫レ成ニ上首之思ニ雖ニ贊才碩學之智峯ニ可レ存ニ下身之札。然則喧嘩之根元無レ萌覺樹之花報有レ開矣

一禪侶一味事

右當ニ結衆之會者十二人之人數也仍以ニ七人、以上之議ニ可レ爲ニ衆議ニ以ニ五人以下之議ニ可レ爲ニ異議。然則縱雖ニ材志之人ニ可レ隨ニ衆議ニ何況柴愚之人勿レ就ニ異議ニ

一連日不參事

右雖ニ他行ニ雖ニ籠居ニ不參可レ過ニ兩月ニ者置ニ代官ニ可レ致ニ其勤ニ雖ニ重病ニ雖ニ服暇ニ不參可レ及ニ百日ニ者觸ニ結衆ニ可レ隨ニ其議ニ

一相讓所職事

右雖ニ有ニ一師之讓ニ可レ依ニ諸人之議ニ是故吹噓之初消ニ其仁ニ而可レ補。相傳之後露ニ彼之短ニ而勿レ改
(吉本爲答)

以前各守ニ七ヶ條之式目ニ可レ調ニ一結衆之誠心ニ殊則奉レ始ニ一品禪尼ニ可レ導ニ數輩先君ニ兼又始レ自ニ四組ニ親ニ欲助ニ亡自天孫ニ乃至自他法界平等利益、抑此勤者起レ自ニ女檀藤氏之中情ニ雖レ始ニ聊爾ニ至ニ于龍華樹佛之下生ニ不レ可ニ退轉ニ同存ニ此趣ニ可レ令ニ勤行ニ之狀如レ併

延應元年七月十五日

正四位下行前武藏守平朝臣

此寄進狀中の免除不退の條に、方世違亂すべからずと云ひ、若し子々孫々の中、此契約に背く者あらば、上は西方世尊の憐に漏れ、下は本願施主、前武藏守泰時の恨を結ぶもの、とまで述べて、後世小泉

庄を知行する者に、永代寄進の替ること無きやう、戒め遣し置いたのである。故に、此小泉庄室賀郷内寄進の地は、少くとも鎌倉北條氏滅亡の頃までは、善光寺領と成つて居たものであらう。

塩田莊

第四節 塩田莊

鎌倉時代建治三年に、北條義政遁世し、信州善光寺に参詣の後、鹽田莊に籠居した。而して、其居館附が、今の西鹽田村前山に在る。猶南北朝以後の、資料ではあるが、此前山中禪寺所藏の、享徳二年の鰐口に、塩田庄前山郷の銘あるを、一傍證として、鹽田庄の小縣郡内に於ける位置を、考へる事が出来ると思ふ。

鹽田莊村上氏知行と成る

建武二年箱根の戦の時、箱根方面を防禦した足利直義は、村上河内守信貞が、新田義貞の軍を攻撃して、遂に退かしめた殊勳を賞し、陣中に於て、疊紙に恩賞の地を書いて、信貞に與へた、其地は信濃國鹽田庄であつた異本太平記。此時より鹽田莊は、村上知行と、成つたのである。此頃の鹽田莊には、十二郷あつたと云ふ参考太平記。鹽田北條氏の系統と稱する福澤氏が、代官となり、此莊務を司つて居た。文明十一年の明年御射山御頭定に「左頭鹽田莊村上兵部少輔政清御知行代官福澤五郎清胤」(御頭日記)。とあるは其である。此福澤の居住所は、蓋し北條氏居館の廢址と云ふに、在つたものであらう。

第五節 浦野莊

浦野莊

浦野莊日吉神社領

吾妻鏡には、浦野莊、日吉神社領とある。此莊と日吉神社との關係由來は、明で無いが、日吉神社の手に依て、此地に私墾田が拓かれて、其が神社莊園と成つたものか、或は私墾田を莊園として所有して居た者が、日吉神社の勢威の下に、安堵を得ん爲めの手段として、寄附の形を以て日吉神社に寄せて、

社領の名の下に隠れたものか、何れにしても、此浦野莊内と見らるゝ、今青木村の殿戸には、日吉神社が勧請されて居る點から見ても、日吉神社との縁故關係の、深かつた事は察せられる。中世諸大寺は僧兵を、諸大社は神人を蓄へて以て自衛の用とした。此等僧兵神人を擁する大寺社は、利害を異にして相争ふ際には、戦鬪にも及びしことも度々有り又意に満たざる事あれば、噉訴亂暴の舉に出るのである。此は南都北嶺の僧徒、殊に甚しかつたので、其當時日吉社領であつた浦野莊からも、或は京に上つて、日吉神人の中に加はり日吉神輿を擔いで洛中に暴れ込んだ者が、あつたかも知れない。又此莊よりの收入も此等神人を扶持する、資力の一部と成つたものと推測される。信濃の佛教文化は、下野藥師寺の影響を受けたものと説かるるが、前述の如く、此浦野莊と京都方面と密接な交渉關係の有つた事は、何時しか京都方面の文化が、此地方に移入將來されて、地方文化の發達に影響したであらう事も想像される。此地方に存在する秀逸な佛像の如きも、或は此等の事情に、縁由があるのではあるまいか。

尙此庄の一部は、武藏國金陸寺に、足利尊氏に依て寄附され、同寺領と成つた事がある。後鑑卷三十、貞和三年丁亥正月十一日の條に、

相州文書載

寄進

武藏國金陸寺

信濃國浦野莊西馬越郷（薩摩十郎跡半分）事

右所ニ寄進之狀如件

貞和三年正月十一日

正二位源朝臣御判
（尊氏）

と載つて居るのが其である。（薩摩十郎と云ふは、建武二年坂木北條城に據て、時行に應じ、村上信貞等に攻め陥された、薩摩刑部左衛門一族のものかと思ふ。）

依田庄

第六節 依田莊

今の依田村、御嶽堂、飯沼あたり、依田氏苗字の地で、依田庄の本かと思はれる。栗岩英治氏は、其著信濃庄園之研究中に茂木文書、承久四年二月二十一日の、所領譲渡狀を擧げて、依田庄内に、飯沼、中山、真田、腰越、内村の五村の、有りしことは明なりと云ふて居る。此が南北朝以前の史料に見えた此村々などは依田庄内にありし者として、此庄の小縣郡内に於ける位置を、知ることが出来ると思ふ。吾妻鏡には、此庄は前齋院領とある。齋院は京都加茂大神に奉仕する皇女。天皇御即位の年、未嫁の内親王中より簡び卜定して、齋王となすのである。文治二年頃、既に退下して、前の齋院となられた方に、高倉天皇の第一の皇女、範子内親王が有つた墓碑御系圖。されば、此庄此御方の御領であつたのであらう。

第三章 鎌倉幕府時代に於ける上田地方

の豪族

鎌倉時代 上田地
方の豪族

鎌倉時代、上田地方で著はれた豪族は、滋野氏系の海野、禰津の二氏及び、清和源氏の泉氏、桓武平氏系の北條(鹽田)氏である。

第一節 海野氏及禰津氏

海野氏

海野幸氏は、源義仲の命に依り、年十一にして、志水冠者義高の従伴として、鎌倉に赴きしが、義仲戰死の後、賴朝は義高が或は父の讐を、報るんとする意あるも度りがたしとなし之を殺さんと欲し、元暦元年四月二十日の夜、其事を昵近の武士に命じた。賴朝の侍女此事を聞き、密かに賴朝の女に告げた。幸氏は賴朝の女と謀り、其夜義高に女裝せしめ邸を出で、かねて蹄を綿につゝんで、音のせぬやうとまで、用意して置いた駒に乗せ、鎌倉を遁れ去らしめ、自分は義高の寝所に入り、寝衣を被て、義高の在るを装ひ、翌廿一日、日が高くなつてから、起き出でて、義高の居る室に入つて、日比義高の相手と成つて、戯れた雙六を爲て居つた。其故に、邸中の誰もが、皆義高が遁れ出た事など、知る者は無く、其日の晩に至て、漸く露顯した。賴朝は甚しく立腹して、幸氏をば召禁め、義高討取として、堀親家等の軍士を、諸方に遣はした。幸氏等が巧に謀て、義高を鎌倉より脱出させたのであるが、義高は哀にも、武藏の入間川の河原で、堀親家の郎従の者に殺された。此後幸氏は赦されて、賴朝に仕へたが、其武勇に於て、又弓矢の術に於て、其名大に著はれた。

文治五年正月、賴朝の嫡男賴家弓始の式の時、下河邊行平、小山朝光、榛谷四郎重朝、和田小太郎義盛等射手十人の中に加はり、又建久五年正月九日の幕府弓始の式には、

射 手

一 番 下河邊庄司行平

二 番 結城七郎朝光

三 番 海野小太郎幸氏

和田左衛門尉義盛
榛谷四郎重朝
藤澤次郎清近

の如く、藤澤次郎清近と伍して射手三番を勤めて居る。

建久六年、賴朝上洛の序を以て、住吉社に參詣し、兼ての宿願を果さうと思ひ、其際弓馬に堪能なる、諸士に命じて、流鏑馬を射させんと考へた。けれども、其時には、京都近邊の人々、其を見物する者は、

幸氏弓矢の道重
大議に與かる

泰時幸氏を敬重
す

此流鏑馬をば、必ず東國の射手の手本とも、思つて見るだらう、故に後日に至て、兎角の批難を、受くるが如き事ありては、關東將軍家の恥辱なりとし、建久五年即ち上洛の前年の十月、賴朝自身小山朝政の家に赴いて、其所に弓馬堪能の人々を召し集め、舊記を披覽し先蹟を尋ね、流鏑馬其他作物の射法などに就て、熟議をこらして定めさせた。此弓馬之家に取つて、重大な評議の席に、下河邊行平、諫訪盛澄、藤澤清近、愛甲季隆、和田義盛、小山朝政等十八人の中の一人として、幸氏も列して居たのである。

嘉禎三年八月十九日北條時頼は、放生會の時に、始めて流鏑馬を射た。其時北條泰時は、海野幸氏が舊勞の士であり、賴朝の代、八人の射手の一人であり、且弓の故實にも、通曉せる故に、幸氏に、時頼の射藝の失禮しつりを視て、批判を加へることを命じた。幸氏は、時頼の射手の態は、申分が無いとて生得堪能なるを激賞した。次に泰時は、時頼の射藝の缺點に就て、尋ねる所があつた、幸氏對へて言ふ、

故右大將賴朝公の御前に於て、弓箭の事に就て、談議した事の有つた時、佐藤近衛尉憲清入道西行の説に、弓をば拳より押立てゝ、引くやうに持つべきもので、流鏑馬の時、矢を挿む時、弓を一文字に持つのは、禮で無いと述べたのは、まことに殊勝の説であつて、弓を一文字に持てば、弓を引いても、射る様子には見へないと説明した。其處に並み居た、下河邊、工藤景光、和田、望月重隆、藤澤、諫訪盛澄、愛甲等の諸士、誰一人異議を唱ふるもの無く、皆尤と贊同し、向後弓の持ち様は、此説に據ることにしたと云ふ。

建仁元年四月越後平氏の城小太郎資盛が、島坂城に據つて鎌倉幕府の命を奉じなかつた時、海野幸氏も、其討伐の軍に參加したが、同じ寄せ手に加つて居た、佐々木盛綱の子小三郎兵衛尉盛季と、先登を競ひ、幸氏は盛季の從者に妨害されて、二番と成つて進んだが、奮戦して疵を被り、盛季も亦疵を受けた。此戦に寄手は資盛の姫母坂額の矢に中つて斃るゝ者多く攻城容易に功を奏しなかつた。此時信濃住人藤澤次郎清親が、烏坂城の後山に登つて様子を窺ひ見て、坂額を射清親の郎等之を生擒してより城幸氏城討伐の軍に參加す

遂に陥つた。

幸氏の後に海野氏の中にて弓矢の道に於て著はれた人に、矢彌四郎助資氏、彌六泰信がある。

海野彌四郎助氏

建長五年正月十四日始の式將軍宗尊親王親しく臨んで、其技を觀られた。此時射手十人の内に、海野矢四郎がある。此五番十人は、一番平井八郎、早河次郎太郎。二番佐貢八郎、眞板五郎次郎。三番佐々宇左衛門五郎、海野矢四郎。四番佐貢七郎、須枳兵衛四郎。五番多賀谷彌五郎、山城三郎左衛門尉であつた。建長六年正月四日の始式の射手十一人の中に入り、康元々年正月始式の射手にも、選ばれて居る。文應元年正月十二日由井ヶ濱に於て、御的射手の試あり、射手十三人を選んだ時、其中にも入つて居り、其成績は

四番 藤澤左近將監 八

海野 矢四郎

○○○○○○○○

八

同十四日弓始式の時、選定射手十二人の中に加はり、其成績は

四番 藤澤左近將監時親

○○○○○○○○

七

○○○○○○○○

五

海野矢四郎助氏

○○○○○○○○

六

○○○○○○○○

六

海野、藤澤共に信濃人で、其成績同等であつた。吾妻鏡

海野孫六泰信

泰信善光寺邊の
惡黨を鎮む

文永二年正月弓始の式に、射手十人選ばれし時、其内に海野彌六泰信がある。又同三年正月弓始の射手十人の中に、海野彌六も列して居る吾妻鏡。此泰信は、文永元年十一月廿日に、信濃善光寺々邊の、惡黨横行せし者を鎮め、善光寺邊の警固として、和田、原、窪寺、諏訪部等を、奉行人命じたが、此等の奉行は、自分權限外の雜務に干渉して、訴訟頻りに起るに至りしかば、翌二年正月、遂に此奉行人を置くことを停止する事と成つた。

禰津氏

第一紀 第四篇 海野氏及禰津氏

禰津神平貞直
禰津氏神氏の族
となる

姓滋野なりしが母の胎内に在りし時、神の御告に依り、神氏と約して、大祝貞光の猶子と成つて、字を神平と稱した。諏訪郡内にも一庄を領し、保元平治の戦場に出でて、武勇の譽高かりしのみならず、東國に於て無双の鷹の名手なりき。此諏訪郡内の一庄といふのは、貞直の子盛貞が、大鹽四郎と稱した所から考へると、北山浦の大鹽かと云ふ説もある。

鷹飼の事は、遠き昔仁徳天皇の御代に、其初が有る。仁徳天皇の四十三年に、依綱^{アサミ}屯倉阿弾^{アミ}、始めて鷹を捕へて献上した。其時百濟の酒君、天皇の御命に依て其鷹を養ひ馴した。後天皇^{モツ}百舌野^{モツ}に幸し給ふた時、其鷹を放つて雉を捕らしめた。是月に鷹甘部^{タカハシ}を定られ、鷹飼の事に従はせた。之れが鷹飼の始である(日本紀)。かくして鷹飼鷹遣ひの事が始まりしかば、我邦最初の鷹に關する法は、百濟の傳であると云ふ。其後、一條天皇の御代に、出羽守源齊頼といふ者、鷹に關する事を研究せしより、放鷹の術も大に發達進歩した。禰津家の飼養放使の術も、其流を汲んで居ると謂はれる。

鷹を使つて野禽を捕る事は、鎌倉時代にも盛に試みられたが、其れは、講武の一助と、したのである。然るに此放鷹の事から、屢々争が惹き起され、喧嘩狼藉に及ぶこと、屢々有つた。故に幕府は建長二年十一月廿九日に、鷹狩を制止すべき旨を諸國の守護人等に命じた。

鷹飼事

右自ニ右大將家御時^ニ諸社贊鷹外、禁斷之所、近年諸人令^ニ好仕^ニ云々甚不レ可レ然、於ニ自今以後^ニ者、所々供祭之外、大小鷹一向被^ニ停止^ニ之、存ニ此旨^ニ當國中隨^ニ聞及^ニ可レ被^ニ加^ニ制止^ニ若不承引之輩出來者早可ニ注申^ニ殊可レ有ニ御沙汰^ニ也者依レ仰執達如レ件

建長二年十一月廿九日

相模守(時頼)

武藏守(長時)(吾妻鏡)

鎌倉幕府鷹狩を
禁制す

敦宗、宗光共に
鷹の名人

惟ふに、禰津氏は諏訪神家の族と成つたので、諏訪社の贊鷹として、代々放鷹の事に従つたものであらう。滋野三家系圖に據ると、禰津家に於ては、敦宗も亦鷹の名匠であり、其子宗光は、父敦宗より鷹つかひの術を傳へ、又京の鷹飼の秘訣をも傳受し、百濟流と家傳の鷹法とを、折衷綜合して、一流を開いたと謂ふ。其子神平、是平も、亦鷹匠として、有名であつた。

禰津氏系圖

禰津氏系圖（續群書類從滋野氏系圖に據る）

滋野重道
廣通（海野）

廣重（望月）

道直（禰津）
神平
貞直
鷹上手

美濃守

小二郎

左衛門尉

小二郎

宗光

神平
光長
上總介
時貞
三郎
信貞
長泰
泰綱
氏直
越後守
宮内少輔

覺直
元直
遠光
女子

泉小二郎親衡

第二節 泉小二郎親衡

吾妻鏡

建暦三年建保二年二月十五日、千葉介成胤が信濃國人青栗七郎の弟法師阿靜房安念を捕へて、北條義時の許に差出した。此阿靜房安念は、泉親衡黨の密使と成り、其一味たらんことを勧説する爲めに、千葉成胤の邸に赴いて、其處で捕へられたのである。

泉小二郎親衡は、去々年以來、將軍頼家が北條氏の爲めに、伊豆國に幽閉され、後遂に殺害されたの

所爲を憤す

安念法師の白狀

を憤り、頬家の子千壽丸を奉じて、北條氏を亡ぼさん事を謀り、密使を諸國に遣はして、同志を募つた。其使が安念法師である。義時は安念法師を糺問して、一味の者を白狀させたが、其白狀に據ると、一村小次郎近村信濃國住人籠山次郎同國住人、宿屋次郎、上田原平三父子三人、蘭田七郎成朝、狩野小太郎、和田四郎左衛門尉義直、和田六郎兵衛尉義重、澁河刑部兼守、和田平太胤長、磯野小三郎、此外信濃國保科次郎、栗澤太郎父子、青栗四郎、越後國木曾瀧口父子、下總國八田三郎、和田奥田太、同四郎、伊勢國金太郎、上總介八郎甥臼井十郎、狩野又太郎等、

凡張本百三十餘人、同志二百人にも及んで居り、頬る大計劃の舉で、若し千葉成胤の手に依て、安念法師が召捕へられなかつたならば、頬る大事件と成つたものだらうと思はれる。安念法師の白狀に依り所々で生虜と、成るもの多かつた。張本人の親衡が、鎌倉連橋に隠れ居ることを探知し、幕府は工藤十郎を遣はして、捕へさせた。親衡は工藤十郎及其從士數人を殺し、逐電して行方知れずなつた。其前途を遮つて、之を捕へんとし、鎌倉中大騒ぎしたが、遂に獲ることが出来なかつた。

此泉小二郎の謀叛には、和田義盛の一族中に、加盟する者多く、義盛の子四郎義直、六郎義重の二人は、父義盛の哀願に依り、父の勳功に免じて赦されたが、和田平太胤長は、張本人且種々計策を廻らしたものといふ廉で、赦免沙汰無きのみならず、北條義時は、和田義盛はじめ、一族一統の面目を失はせるが如き、振舞を敢て爲た。和田義盛は、憤怒に堪えないで、遂に北條氏を亡ぼさうと謀つたが、返つて、北條氏の滅す所となつた。此の如き大影響を及ぼした事件の、首謀者泉小二郎親衡は、吾妻鏡に信濃人とあるが、信濃は何處の人であるか判明しない。故に出身地に就て種々の説がある。或は下水内郡の小櫻城に居つたと爲すもあり(下水内郡誌)、或は東筑摩郡の中山村、山邊村あたり、其出生地なり(松本市史)、との説もある。小縣郡史は、諏訪部氏、室賀氏、泉氏等の苗字の地が、相近接して小縣郡に在ること、又諏訪史料、嘉曆四年三月の御射山頭役詰番之事に、小泉庄内に、泉小二郎の知行分ある事等に據つて、

親衡は信濃何處
の人が

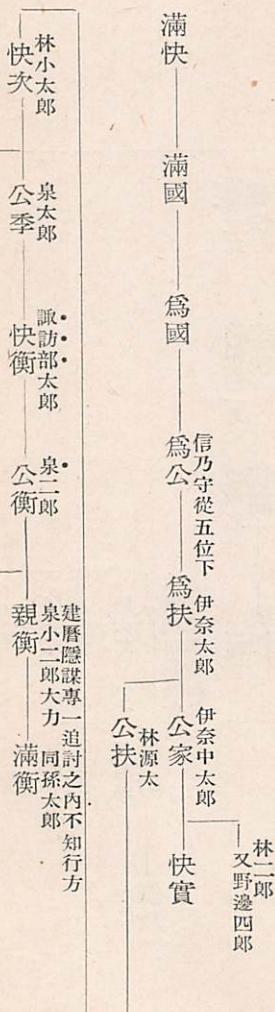
泉親衡は小縣郡
の人なるべし

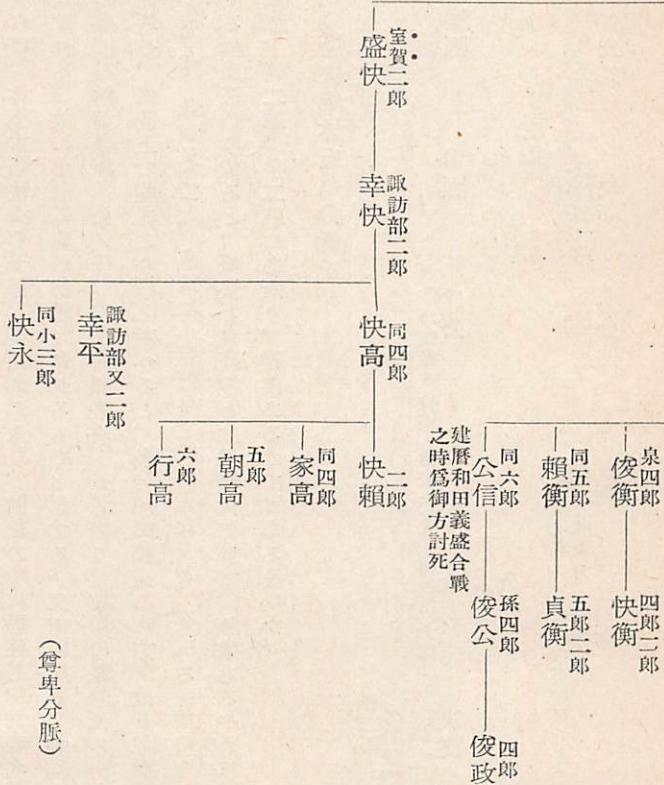
甲斐國志に室賀
二郎盛快於和田
亂擊死すとあり

泉氏の本居は、小縣郡に在りと思はれると述べて居る。今泉氏の出自を見るに、源満快流の信濃源氏、伊那太郎爲扶の子、伊那中太郎の弟公扶は、林氏を稱し、其子小太郎快次の二子、公季盛快、公季は泉氏を稱して、泉太郎と云ひ、盛快は室賀氏を稱し、室賀次郎と云ふた。而して泉太郎公季の子快衡は、諫訪部を氏とし、諫訪部太郎と稱した。此等泉、室賀、諫訪部の地は、小縣郡上田の内或は其近くにある。之に依て推考すれば、林小太郎快次の子孫、小縣郡に入り、前記の地に居住し、其地名を以て、苗字と爲したものと思はれる。故に小縣郡史の所説、當れるものと信する。又何に據りしか知り得ないが、甲斐國志室賀氏の條に、「信濃守源爲公ノ後、室賀次郎盛快ト云者アリ、於和田亂擊死ス」とある。室賀氏と泉氏との居住地や、血統上の關係より推し考へると、多分和田義盛の味方と成り、戦死したものでは、あるまいかと思ふ。此事又以て、泉氏は小縣郡泉之郷の人なりと、考へる一傍證となり得ると思ふ。然しそれに載する林氏系譜に依ると、盛快と泉親衡とは、世代に於て、相違あるやうに思はれる。或は此系譜諫訪部太郎、同二郎、泉二郎のあたり、錯誤あるのであるまいか。

林氏系の諸氏

満快流林氏系の諸氏





(尊卑分脈)

諏訪部氏出雲三
刀屋に移る

附記 諏訪部小三郎快永は、承久の亂に、鎌倉に屬して功あり、出雲國三刀屋郷の地頭に補せられ、其子孫三刀屋に移住し、三刀屋を苗字とした。南北朝の時、諏訪部三郎入道恵惠、又は諏訪部彌三郎扶直等あるも、其祖先のは、信濃小縣郡諏訪部であるが、此頃には信濃の人ではないのである。

第三節 承久の亂當時上田地方の豪族

承久亂鎌倉方の
上田地方豪族

海野左衛門尉
禰津三郎

春日刑部三郎貞幸

承久の亂の時には、鎌倉の家人で幕府の恩顧を被つた者は、殆んど皆鎌倉方と成つた。我上田地方の豪族、海野、禰津を始め、佐久の望月、等滋野一統の者、皆鎌倉軍に参加して西上したのである。其人々には、

海野左衛門尉、禰津三郎、望月小四郎、同三郎等があり、又禰津の支流、春日刑部三郎貞幸も有つた。

禰津支流の春日刑部三郎貞幸は、北條武藏守泰時の軍に従つて、宇治方面に向ひ、承久三年六月十四日、芝田兼義と共に、泰時の命を承けて、宇治河を渡さうとしたが、河中に於て向の岸に備へた官軍の爲めに、其乗馬を射倒され、水底に沈み、其命も危かつた、其時心中に諏訪明神の加護を祈念しつゝ、腰刀を抜き、甲の上帶、小具足などを切て脱ぎ、其身を軽くし、良久うして、淺瀬に浮み出で、郎等に救はれて、やうやく助かつた。泰時は之を見て、手づから數ヶ所に、炎を點じて、治療を加へたので幸に正氣に立ち直つた。此戦は宇治河を渡つて、対岸の敵を打ち破らなければ、勝負を決する譯にゆかぬ、さりとて河を渡すことは、容易の事では無い。泰時は其子時氏を招き、今は大將自ら先に立つて奮戦し、死すべき時である。故に汝速かに河を渡り、戦つて命を捨つべしと命じた。時氏は命に應じて進發した、やがて泰時も、亦自ら踵いて河を渡さんとした。此狀を見た貞幸は、其危険を慮つて、抑え留めとんしたが、止まらなかつた。依て思案の後、泰時に、甲冑を着けて、河を渡すものは、概ね皆溺れて死ぬる。故に速かに甲を脱するが良いと云ふた。泰時も此言葉には耳を傾けて、然らばとて、田のあぜに下り立つて甲を脱いだ。其間に貞幸は、素早く泰時の乗馬を引き隠したので泰時も終に河を渡すこと、叶はずして思ひ止つた。吾妻鏡

福津氏支流春日

春日氏

福津貞直

宗直

盛貞

貞信

春日刑部少輔
春日五郎

貞俊

春日刑部三郎

貞幸

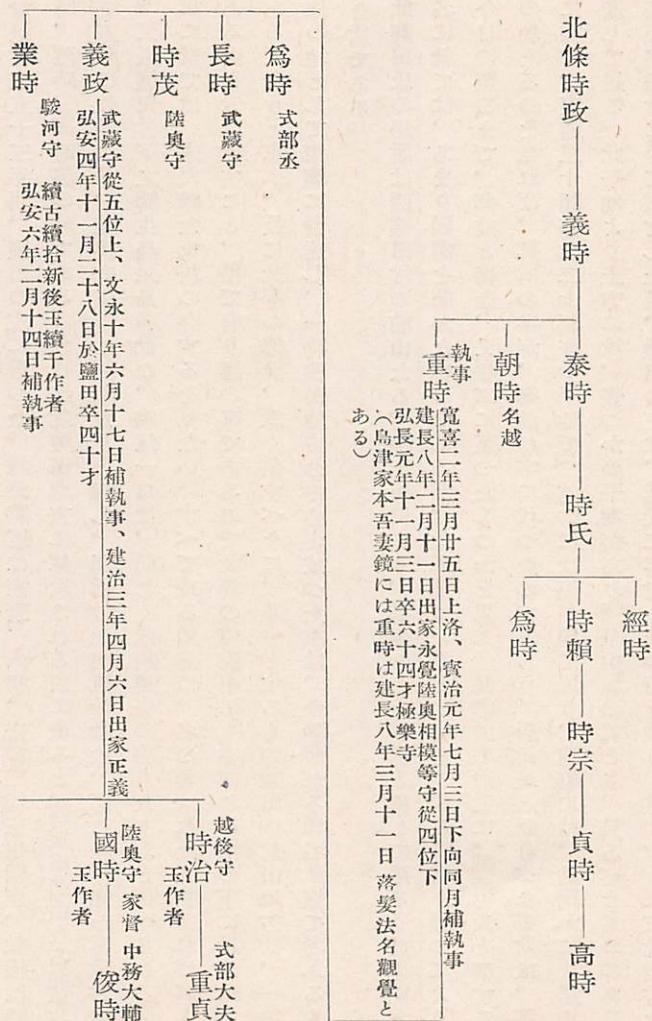
第四節 塩田の北條氏

塩田北條氏

北條義政
塩田に籠居す

北條氏の一族鹽田の庄に來住す。建治三年四月四日尊卑分脈、六日となす、鎌倉幕府の連署、北條武藏守義政出家し、五月二十八日遁世して、信濃善光寺に詣で、後鹽田ノ庄に籠居した。此義政は北條九代記に據ると、文永七年五月二十日駿河守に任じ、同十年六月八日尊卑分脈、十七日とす連署と爲り、同七月一日武藏守に任じ、建治二年二月二十六日再連署となり、同三年四月出家し、五月遁世始めて、信州善光寺に參詣し、終に鹽田庄に籠居した。同六月に至り、所帶收公せられ、弘安四年十一月廿七日、年四十で卒した。義政が出来遁世して、此鹽田ノ庄へ引き籠つたのは、如何なる理由に依るか、明かで無いが、鹽田籠居後、間もなく幕府に於て、所帶收公の處分をした所から考へると、義政と幕府との間に、何か快くない所があつたからではあるまいかと、想像される。そして鹽田庄に隠退籠居したのは、當時此庄が、義政所領の地であつたからであらう。鹽田義政の系統は、尊卑分脈北條氏系圖に據ると

塩田北條氏系圖



北條九代記所載義政の條は次の如である。

義政
武藏守 従五位下 (分脈從五位上とす)

正元元年四月十七日任左近將監 同日叙爵將監如元。弘長二年二月二十一日復任。文永七年五月廿日

任駿河守。同十年六月八日爲連署。同七月一日任武藏守。建治二年二月廿六日復任(母)。同三年四月四日出家。同五月廿八日遁世。始詣信州善光寺。後籠居鹽田庄。同六月所帶收公。弘安四年十一月廿七日卒四十。

義政は建治三年より弘安四年迄、鹽田に在住すること五星霜。其子國時弘安四年家督を續き、元弘三年鎌倉滅亡迄五十三年間、鹽田の庄に居つた。鎌倉將軍は惟康、久明、守邦三親王相繼ぎ、執權は時宗、貞時、禦時、高時等の時である。今日迄此鹽田地方に傳説される所に依ると、西鹽田前山なる龍光院は、弘安五年に義政の子、陸奥守國時の開基なりと稱し、別所村北向觀音堂は、同じ陸奥守の再建と傳へられ。又東鹽田村下之郷生島足島神社の、鳴鐘一口は、同じく此陸奥守の寄進なりしと傳へられる。此等の事に就ては、未だ確な史料の存するを見ない。すべて或る地方に、名の著はれた人物あれば其人に關係ある由を云ひ囃すこと、得て有り勝の事であるので此等の傳説中にも亦同じ事情の下に説かれたものもあるだらうと思ふ。故に此等の傳説、悉く信すべきに、非ずとするも西鹽田村前山地方は、一時地頭居住の地として相應に發達し、一時鹽田地方の中心と成つた事は、今猶残れる地名に據て考ふるも、疑無き所である。

塩田北條氏の居
館址

此鹽田氏の居所は西鹽田村の前山なる、字上町に在り、其處の名を御前と稱して居る。此御前といふ地名に就ては、あまり類例を聞かないのであるが、此御前は、御所の字を、或る時書き誤つてより、以後今日に至るまで、御前と書き、又呼ぶに至つたものかと思ふ。此御前の附近に、御所ノ入と稱する、有名の地あるのを見れば、御所の字が、御前の字に代つたのであらう。居館址と認むべき場所は、獨股山麓に在て、東西三十間南北二十間許の平地で、前方には隍が廻て居り、隍際には、猶纏かに土居の痕跡を残して居る。此平地より上方には、幾つかの平地があり。平山城の郭とも、見るべきもののあるは、北條氏が鎌倉に於て滅亡した後、鹽田の庄は、建武二年村上氏知行と成り、其代官として此地方を支配

塩田北條氏の滅亡

した、福澤氏の手に依て、平山城に築構されたものではあるまいかと考へられる。

塩田北條氏の滅亡

分陪河原の戰
塩田陸奥入道參加
分陪河原の戰義
貞先敗後勝

元弘三年新田義貞舉兵の事を聞き、北條高時は櫻田貞國等を遣はして、此を討伐せしめしも、其軍敗退した。依て高時は弟四郎左近大夫入道慧性を大將とし、長崎駿河守時光、塙田陸奥入道北條國時等を副へて十萬餘騎の勢を新田討伐に差し向けて了。北條泰家の軍は、五月十四日の夜半武藏國分陪河原に到着した。然るに新田義貞は、此新銃の大軍の到れるを知らずして、十五日の未明、分陪河原なる鎌倉軍に押し寄せて、散々に打ち破られて、堀兼に引き退いた。鎌倉軍は、大勝に心驕り氣慢じ、勝て兜の緒を締めるを忘れて、備を怠つた。義貞は十五日の晩景に及び馳せ参じた三浦義勝の新手の軍を主力とし、敗残の味方を合して、鎌倉軍に逆襲した。其爲に鎌倉軍は大慘敗と成り、殘兵は鎌倉に逃げ歸つた神明鏡、太平記、勝に乗じて鎌倉迄改め寄せた新田軍も、切通しの口々で頑強な防戦に會ひ、容易に鎌倉に進入することが出来なかつた。然るに義貞の軍が稻村ヶ崎より、鎌倉内に攻め入るに及び、諸切通しの鎌倉軍、皆其守を失ふに至つた。於是北條高時は、東勝寺に入て自盡し、塩田陸奥守國時父子も、亦之に殉じ、塩田の北條氏茲に滅亡した。太平記載する所の「塩田父子自害の事」の一節を左に記して塩田國時俊時父子滅亡の様を見ることとする。

爰に不思議なりしは、塩田陸奥入道道祐が子息民部大輔俊時、親の自害を勧めんと、腹搔き切て、目前に臥したりけるを見給ひて、幾程ならぬ今生の別に目くれ心迷ひて、落つる涙も留らず、先ちぬる子息の菩提をも祈り、我逆修にも備へんとや思はれけん、子息の尸骸に向ひて、年來読み給ひける持經の紐を解き、要文所々打ち上げ、心閑かに讀誦し給ひけり。打漏されたる郎等共、主と共に自害せんとて、二百餘人並居たりけるを、三方へ差し遣はし、此御經読み終りつる程、防げ矢射よ、と下知せられけり。其中に狩野五郎重光ばかりは、年來の者なる上、近く召仕はれければ、吾腹切りて

塩田父子自害

不義
狩野五郎の不忠

後、屋形に火をかけて、敵に頸をとらすなど云ひ含め置かれるが、法華經既に五の巻の提婆品終てんとしける時、狩野五郎門前に走り出でゝ、四方を見る眞似して、防矢仕る者共早皆討たれて、敵攻め近き候。早々御自害候へと勧めければ、入道さらばとて、經をば左の手に握り、右の手に刀を抜きて、腹十文字に搔き切りて、父子同じ枕にぞ伏し給ひける。重光は年來と云ひ、重恩と云ひ、當時遺言旁遁れ難ければ、軀て腹をも切らんずらんと思ひたれど、さはなくて、主二人の鎧、太刀剥ぎ、家中の財寶、中間下部に取り持たせて、圓覺寺の藏王寮にぞ隠れ居たりける。此重寶どもにては、一期不足あらじと見えしに、天罰にやかりけん、舟田入道是を聞きつけ、押し寄せ、最非なく召捕りて、遂に頸を刎ねて由井ヶ濱にぞかけられる。尤かくこそありたけれど、惡まぬ者もなかりける。此不忠不義の狩野五郎は年來の者にて近く召仕はれたと云へば、昨今の新參者で無いのは明白であるが、さて何處の生れの者か。國時父子の最期は、何れも立派な武士らしい所を見はして居るのに、國時が狩野如きに、死後の取計ひを托したのは、人を見るの明の無しの譏を、免れない所で氣の毒である。

此鹽田の北條氏が亡びた際、此地方に如何なる影響を及ぼしたかは、徵すべき史料を缺き、此庄が沒官領と成つたであらう位より他は判明らない。